

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六―三―四八

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（奨学援護金の支給） 第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた	（奨学援護金の支給） 第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた

日における当該各号に規定する補償に係る平均
給与額が一万六千円以下である者には、奨学援
護金を支給するものとする。次の各号のいずれ
かに該当する者のうち、当該各号に規定する補
償に係る平均給与額が、同日において一万六千
円を超えており、同日後一万六千円以下となつ
た者についても、同様とする。

一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該
当する障害に係るものに限る。次号、第十七
条及び第十八条において同じ。）又は遺族補
償年金を受ける権利を有する者のうち、在学
者等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く

日における当該各号に規定する補償に係る平均
給与額が一万六千円以下である者には、奨学援
護金を支給するものとする。次の各号のいずれ
かに該当する者のうち、当該各号に規定する補
償に係る平均給与額が、同日において一万六千
円を超えており、同日後一万六千円以下となつ
た者についても、同様とする。

一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該
当する障害に係るものに限る。次号、第十七
条及び第十八条において同じ。）又は遺族補
償年金を受ける権利を有する者のうち、学校
教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一
条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しく

。）若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくはこれらに準ずる施設における教育、訓練、研修

は同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次条において「公共職業能力開発施設」という。）における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）

、講習その他これらに類するもの（人事院が定めるものに限る。同条において「公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等」という。）を受けける者をいう。以下同じ。）で学資の支弁が困難であると認められるもの

二・三（略）

2（略）

第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二（略）

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年

）で学資の支弁が困難であると認められるもの

二・三（略）

2（略）

第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二（略）

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別

から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校

支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校 of 第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合

における職業訓練を受ける者若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）にあつては、一人につき月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五 実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千七百三十五万円を、通勤による死亡の場合にあつては千百十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

大学校における職業訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円

（遺族特別援護金の支給）

第十九条の五 実施機関は、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族で人事院が定めるものには、遺族特別援護金として、公務上の死亡の場合にあつては千八百六十万円を、通勤による死亡の場合にあつては千百十五万円を、それぞれ超えない範囲内で人事院が定める額を支給するものとする。

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（令和五年三月三十一日までの間における遺族特別援護金の額に関する特例）

2 令和五年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の規則一六―三第十九条の五の規定の適用については、同条中「千七百三十五万円」とあるのは、「千七百九十五万円」とする。